

小川町任期付職員(保育士)を募集します

小川町立保育園で働きませんか。町では、勤務する期限が3年の任期付職員(保育士)を募集します。皆さんの応募をお待ちしています。

- 募集人数** 1人
- 応募資格** 保育士資格をお持ちの方、または平成28年3月までに資格取得見込みの方(年齢制限はありません)
- 受付** 12月7日(月)～22日(火) ※土・日を除く
午前8時30分～午後5時15分
※郵送の場合は、22日(火)消印有効
※応募書類は総務課(役場2階)で配布するほか、町HPからもダウンロードできます。
- 採用試験** 平成28年1月19日(火)
※作文試験、面接試験を行います。
- 採用時期** 平成28年4月1日
- *勤務について***
- 時間** 午前7時30分～午後7時のうち7時間45分
- 場所** 小川町立保育園(大河、竹沢、八和田保育園)のいずれか
- 給与等** 町の諸規定に基づき支給
- 問合せ** 総務課 人事給与担当 ☎(内)210

認知症サポーター養成講座

- 高齢化社会が進み、認知症は身近になっています。サポーターは特別なことをするわけではなく、認知症を正しく理解し、温かい目で見守る応援者です。お気軽にご参加ください。受講者にオレンジリングとサポーター証をお渡しします。
- 日時** 平成28年1月21日(木) 午後2時～3時
 - 場所** 町立図書館 2階 大会議室
 - 費用** 無料
 - 定員** 20人(先着)
 - 申込み** 平成28年1月15日(金)まで(電話可)
 - 問合せ** 小川町社会福祉協議会 地域包括支援センター ☎74-3461

平成27年 犯罪被害者週間 標語

思いやり あなたと 地域と 社会から

平成28年度入札参加資格業者 追加受付

町では、建築物管理、建設資材や物品の購入等は、入札参加資格業者名簿に登録されている業者から選定し、入札や見積合せを行っています。これらの入札等に参加を希望する方の追加受付を行います(既に平成27・28年度の入札参加資格申請をされた方は除きます)。

「建設資材」「建築物管理」「物品関係・その他」

- 有効期間** 平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
- 申請様式** 町HP (<http://www.town.ogawa.saitama.jp/>) からダウンロードしてください。政策推進課でも配布します。
- 提出方法** A4判縦型ファイルに綴じてください。ファイルの色は申請区分により異なります。

申請区分	ファイルの色
建設資材	ピンク
建築物管理	黄
物品関係・その他	青

- 申請日時** 平成28年1月15日(金)～29日(金) ※土・日を除く
午前8時30分～午後5時
※郵送の場合は29日(金)の消印有効
- 申請方法** ご持参または郵送
- 申請場所** 小川町役場 政策推進課 管財契約担当(役場2階2番窓口)
〒355-0392 埼玉県比企郡小川町 大字大塚55
- ※「建設工事」「設計・調査・測量」「土壌施設維持管理」の第4回追加申請も受付中。詳細は町HP「参加資格の申請」へ。
- 問合せ** 政策推進課 管財契約担当 ☎(内)222

障害者手当

該当すると思われる方はご相談ください

- 特別障害者手当**
対象 次の全てに該当する方
- 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、常に介護を要する状態の方
 - 施設に入所していない方
 - 病院等に3か月以上入院していない方
 - ※要件を満たせば、障害年金等を受給している方でも支給できます。
 - ※所得制限があります。
- 障害児福祉手当**
対象 20歳未満で、概ね次のいずれかの状態にある方
- 身体障害者手帳1級・2級で、一定の要件を満たす方
 - 療育手帳(A相当)の方
 - 精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で、前記の2項目と同等の障害を有する方
 - ※障害年金等の受給者や施設に入所中の方は受けられません。
 - ※20歳になると受給できなくなります。
 - ※所得制限があります。
- 在宅重度心身障害者手当**
● 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A・Aを所有し、次に該当する方
- 手帳交付日が平成21年12月31日以前の方
 - 手帳交付日が、平成22年1月1日以降で、手帳交付時の年齢が65歳未満の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所有する方で、平成22年1月1日以降65歳未満であり、引続き受給資格の認定を受けている方
- ※いずれの場合も、特別障害者手当や障害児福祉手当等を受給中の方、施設に入所中の方、住民税が課税されている方は受給できません。
- 問合せ** 福祉介護課 障害福祉担当 ☎(内)151

難聴児の補聴器購入費を助成しています

- 町では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚に障害のある児童(18歳未満)を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成しています。
- 対象** 町内に住所を有し、次の要件を全て満たす18歳未満の方
- 両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - 補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ※対象児童の属する世帯に市町村民税所得割課税額が46万円以上の方がいる場合、助成の対象になりません。
- 助成額** 補聴器の購入経費と基準価格(*)を比較し、少ない方の額の3分の2(千円未満切捨て)の金額
- *補聴器の種類によって基準価格が異なります。詳細はお問合せください。
- 申請** 次の書類を提出してください(用紙は福祉課介護にあります)。
- ① 聴覚補聴器購入費助成金交付申請書
 - ② 難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
- ※補聴器を購入した後に助成を受けることはできません。必ず購入前にご相談ください。
- 問合せ** 福祉介護課 障害福祉担当 ☎(内)151

小川町いきいきタクシー券 利用できる会社が増えました

- 今年度からタクシー利用料の一部を助成しています。「小川町いきいきタクシー券」を交付しますので、ご希望の方は申請してください。
- 対象** 町在住で、平成27年4月1日時点で次のいずれかに該当する方
- 1 身体障害者手帳1・2・3級、または下肢の4級をお持ちの方
 - 2 療育手帳(みどりの手帳)(A、A、Bをお持ちの方)
 - 3 自動車等の運転免許証を所有しない75歳以上の方。ただし、次の方を除きます。
- * 介護保険による要支援認定、または要介護認定を受けている方
 - * 前年度に個人住民税が課税されている方
 - * 生活保護の方
- ※1、2については、身体障害者支援施設等に入所していない方
- 内容** タクシーの初乗り運賃相当額の助成券を交付します。
- * 助成券の交付枚数は1か月あたり2枚です。年度末までの24枚を一括交付します。
- * 原則、1回の乗車で1枚の利用とします。
- * 助成券の有効期限は、平成28年3月31日(木)です。
- * 利用できるタクシー会社は、小川町内の次の3社です。
- いろは交通**
小川観光タクシー
スマイルタクシー
- 申請** 次のものを福祉介護課(役場1階)にご持参ください。
- * 障害者手帳、療育手帳(該当者のみ)
 - * 印鑑
- 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のための書類(運転免許証・保険証等)と印鑑が必要です。
- 問合せ** 福祉介護課 障害福祉担当 ☎(内)151

